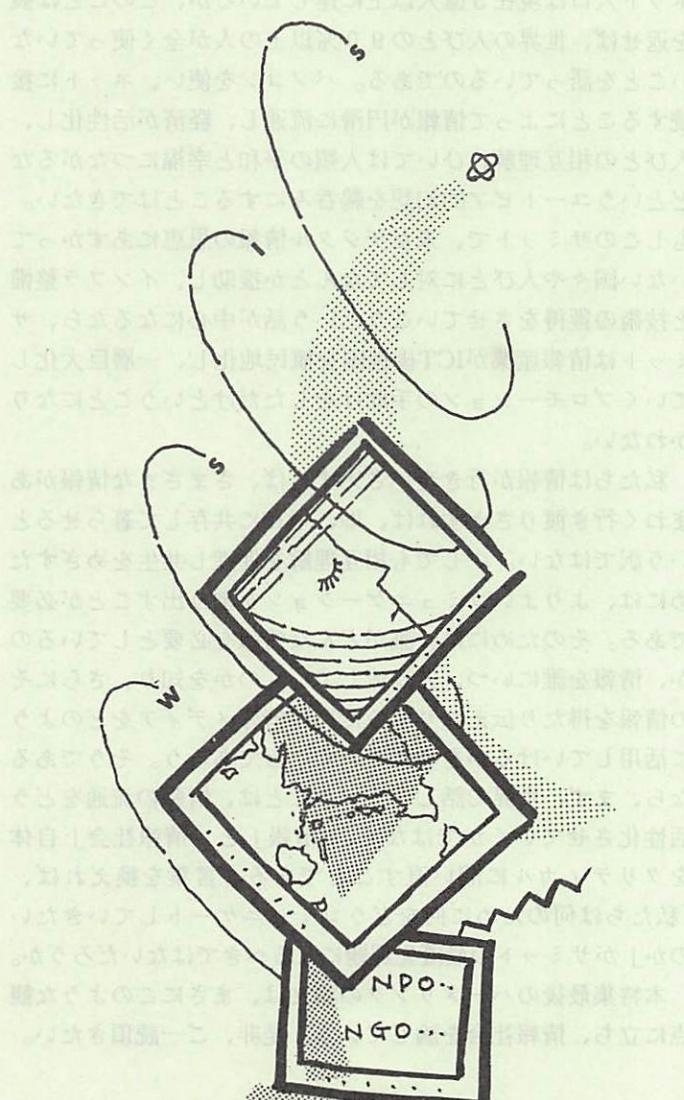


情報社会におけるコミュニケーション の権利キャンペーン：CRIS



CONTENTS

EDITORIAL

「情報社会」から「コミュニケーション社会へ」

特集 CRIS、情報社会における 3
コミュニケーションの権利キャンペーン
一国連「世界情報社会サミット」へ
に向けて
Media Development 2003年4号から

特集1 UN-WSIS

(国連・世界情報社会サミット)
アジア地域会合参加レポート

特集2 WASS

アジア地区総会に参加して

会員コラム

FCTから学び続けて

25

市川雅美

データバンク 国内篇

26

fct

特定非営利活動法人
F C T 市民のメディア・フォーラム
Forum for Citizens' Television & Media

let GAZETTE

編集室 Editors 鈴木みどり(発行人代)
宮崎寿子

編集総務 Managing Editor 新開清子
構成・イラスト Art Director 市川雅美
執筆スタッフ Staff Writers 関根里砂
翻訳 Translation 関根里砂、高橋恭子
坂本 旬、村上郷子
データバンク Databank Writers
増田幸子、石原純、田島知之、
登丸あすか、中野恵美子、
畠山亮太 他

定期購読・発送 Subscriptions & Shipping

佐々木はるひ

印刷 Printing (株)カワムラ印刷

FCT市民のメディア・フォーラムは、1977年の創設以来、視聴者、研究者、メディアの創り手が、性別、年令、職業的立場、社会的地位を超えて社会を構成する一人ひとりの市民として集い、メディアをめぐる多様な問題について語り合い、実証的研究と実践的活動を積み重ねるためにひろば（フォーラム）として機能してきた。FCT活動は各地でのワークショップやシンポジウムの開催、調査報告書の刊行、など多岐にわたる。なかでも、すべての市民、特に子ども、女性、高齢者、障害者、民族的・人種的少數者などのマイノリティ市民の視座からメディアを読み解き、メディア社会を生きる力の獲得をめざすメディア・リテラシーの研究と実践は、FCT活動の中核をなすものである。

特定非営利活動法人
FCT市民のメディア・フォーラム
Forum for Citizens' Television & Media

理事 鈴木みどり、新開清子、
宮崎寿子、西村寿子、
増田幸子、佐々木はるひ、
篠塚公 (MLPJ担当)

Media Literacy Project in Japan:
<http://www.mlpj.org/>

新事務所
神奈川県横浜市中区新港2-2-1
横浜ワールドポーターズNPOスクエア内

資料問い合わせ FAX0466-81-8307
銀行振込 東京三菱銀行藤沢支店
普通預金 1559401

郵便振込 エフシティー00190-3-84097
購読料 年2500円 (3回発行)

EDITORIAL

「情報社会」から「コミュニケーションする社会へ」

今号の特集は、今年12月と2年後の2005年に開かれる「世界情報社会サミット」(WSIS)である。この世界会議のこと自体、一般にはあまり知られているとは思えないが、その準備会合である地域会議が1月に日本で開催されたことを知っている人は、もっと少ないだろう。そして、登録しさえすればこの会合にNGO、研究者なども参加できたことを知る人はさらに少ないのでないか。FCTからは4名が参加したが、その参加報告を今号に掲載している。

よく考えてみると、「世界情報社会サミット」という名称はいかにも先進諸国を中心とした言葉である。世界のインターネット人口は現在5億人以上に達しているが、このことは裏を返せば、世界の人びとの90%以上の人が全く使っていないことを語っているのである。パソコンを使い、ネットに接続することによって情報が円滑に流通し、経済が活性化し、人びとの相互理解、ひいては人類の平和と幸福につながるなどというユートピア的幻想を鵜呑みにすることはできない。もしこのサミットで、未だデジタル情報の恩恵にあづかっていない国々や人びとに対してなんとか援助し、インフラ整備と技術の獲得をさせていくという話が中心になるなら、サミットは情報産業がICT後進国を植民地化し、一層巨大化していくプロモーションの手助けをしただけということになりかねない。

私たちは情報が行き交いさえすれば、さまざまな情報があまねく行き渡りさえすれば、即、平和に共存して暮らせるという訳ではない。少しでも相互理解を促進し共生をめざすためには、よりよいコミュニケーションを創り出すことが必要である。そのためには、誰がどんな情報を必要としているのか、情報を誰にいつ、どう流していくのかを知り、さらにその情報を得たり伝えたりするために情報メディアをどのように活用していくかを考えていくことであろう。そうであるなら、まず、世界で話し合うべきことは、情報の流通をどう活性化させていくかではなく、「情報」と「情報社会」 자체をクリティカルに問い合わせることである。言葉を換えれば、「私たちは何のために何をどうコミュニケーションしていきたいのか」がサミットの最優先課題になるべきではないだろうか。

本特集最後のハーメリンクの論文は、まさにこのような観点に立ち、情報社会を論じている。是非、ご一読頂きたい。

特集

CRIS、情報社会におけるコミュニケーションの権利キャンペーン

—国連「世界情報社会サミット」(World Summit on the Information Society)へ向けて—

Media Development 2003年4号から

Media Development は、世界のメディア研究者やメディアに関心を持つ人たちを読者に持つWorld Association for Christian Communication=WACC（世界キリスト教コミュニケーション協会）が発行する研究誌である。その最新号は、国連が2003年、2005年に開催する「世界情報社会サミット」(WSIS)に向けて、市民社会は、どのような発言をしていくべきかという視点から、特集を組んでいる。

WSISの開催準備プロセスの一環で、アジア・太平洋地域会議が1月15、16日に東京（高輪ホテル）で開催されたが、新聞やテレビでほとんど報道されることもなく終了した。このような状況の中で、*Media Development*に掲載されている論文は、多くの市民の目に触れるなら、NPOや市民が「市民のための情報社会とはなにか」について考えるよい手立てになるだろう。

そのような思いから、FCTでは2003年4号に掲載されているWSIS関連の15論文の中から6論文を選び、ここに特集として訳出することにした。なお、全15論文のタイトルを以下に記しておく（このうち*印のあるものが、ここに訳出したものである）：

論文一覧

- 1 *情報社会におけるコミュニケーションの権利(CRIS)キャンペーン：誰のための情報社会か？
- 2 「情報社会」は市民社会にとって有益な

概念か。

- 3 市民社会においてなぜ知的所有権が問題になるのか？
- 4 市民社会にとってコミュニティー・メディアが持つ特別な意味とは何か。
- 5 メディア所有：重大なこと？
- 6 法人セクターと情報支配
- 7 *WSIS準備会議1(PrepCom1)についての個人報告
- 8 *声明：WSIS準備会議1における市民社会セクターによる記者発表
- 9 CRISキャンペーンのハイライト
- 10 CRISキャンペーン：モーバライゼーションと盲点
- 11 ジェンダーの問題、デジタル・デバイドと世界情報社会サミット
- 12 *世界情報社会におけるジェンダーと平等のために
- 13 21世紀に民主主義とコミュニケーションはどういうに調和していくか？
- 14 情報社会：国際法廷設立の事例
- 15 *情報社会における倫理的要請

情報社会におけるコミュニケーションの権利(CRIS)キャンペーン：誰のための情報社会か？

情報社会は、私たちのためのものだといわれる。それが約束するのは、教育、健康、発展、民主主義などあらゆる分野において利益を生みだすような知識を基盤とした社会であ

る。シームレスなネットワークと知識情報は、規模の大きなセンターから村落にある小さな家へと流れ、そして再び逆方向へと流れる。しかし今の傾向が続いていくなら、現実は相違ったものとなり、夢は悪夢となる可能性がある。

- ・人間のクリエイティビティの産物—アカデミアからメディア、民間療法から音楽に至るまでが民営化され、その所有権が一部の人びとに集中し、アクセスは料金を払う人のみに制限されている。
- ・ラジオ、テレビ、テレコミュニケーションの電波が分割され、高額な入札をした者に販売されている。
- ・かつて新しい公共圏を約束したはずのインターネットは、ますます商業化され支配されつつある。
- ・メディアは、消毒され、均質化され、消費活動を人びとに売り込み、また人びとを廣告主に売る。

情報社会に向かおうとする力の背後には、容赦なく拡張する企業支配、息苦しいほどの意見の不一致、ねつ造された同意があり、これに対して多くの人びとが不安を抱いている。グローバル企業の関心は運転席にあり、政府は利権を争う巨大組織の仲裁人という立場に追いやられている。国際的な規律や、情報社会が人びとや社会発展に対して持つ意味はほとんど注目されることがない。

とはいって、世界中の人びとは人権を中心とした情報社会の新しいビジョンを作り出している。新しい形態のメディアやネットワークのツールは、次のような目的のために活用されている。ローカルレベルからのグローバルなコミュニティの構築、知識の共有、周縁化

された声の拡大、政治活動の組織化、参加の強化、文化的・知的多様性の維持のために活用されているのである。

私たちは、自分たちが望む情報社会を選択し、それを構築する必要がある。それは、多数派を除外するエリート企業に都合の良いものになるのか。あるいは、持続可能性、人権、人びとの尊厳を維持し拡大するものになるのか。コミュニケーションする権利は、普遍的な人権であり、他の多くの人権の土台となるものである。情報社会の出現によって、この権利がすべての人びとにとて有益なものになるように、拡大され強化されなければならない。

世界情報社会サミット

これまで国連では多くのサミットが開催されている。主なものに、リオデジャネイロの地球サミット、北京女性会議などがある。そして、WSIS（国連世界情報社会サミット）が2003年12月にジュネーブで、2005年にはチュニスで開催される。このサミットの目的は、情報社会への共通のビジョンと理解を進展させ、新しい情報社会にうまく適合するように戦略的な行動計画を作成することにある (<http://wsis.itu.int> 参照)。市民社会は率先して人びとを中心に据えた情報社会のビジョンを明示しなければならない。

CRISの役割

CRIS（情報社会におけるコミュニケーションの権利）キャンペーンは、2001年11月に、メディア・コミュニケーション分野で活躍する国際NGOのグループによって始められた。CRISにとって、このサミットは目的ではなく、手段である。私たちが直面する課題は、実際にサミットで扱われるものよりもはるかに大きいが、サミットは良い出発点

となり得る。

「情報社会」に対する私たちの見解は、コミュニケーションを取る権利に基づいており、この権利は、人権を向上させ、人びととコミュニティの社会的、経済的、文化的生活をよりよくするための手段と位置づけられる。

重要なことは市民社会組織が協力し、透明性、多様性、参画、社会的・経済的な公正の原理に基づき、公平なジェンダー、文化、地域の考え方で触発された情報社会の構築をめざすことである。

世界情報社会サミットは、この目的を遂行するための重要なフォーラムである。このサミットの協議事項およびその目標を、特にメディアとコミュニケーションの課題にまで拡大し、幅広い市民社会の参画を促すことを目指している。

CRISのテーマと行動

情報社会の幅広い分野を扱う方法として「人権」を中心に据える。CRISは人びとの生活に直接影響を与える次のようなテーマに焦点をあてる。

- ・パブリック・ドメインを強化し、情報や知識が私的企業に独占されることなく、人間の発展のためにいつでも利用できるようになっていることを保証する。
- ・発展していく文脈において、ネットワークへの安価なアクセスと効果的利用を確保する。例えば、革新的で強固な規律と公共投資を行うことなどである。
- ・放送やテレコミュニケーションにおける国際的な共有権を守り拡大することで、この公共资源が私的目的のために売却されるのを防止する。
- ・ローカルからグローバルなレベルに至るま

で、情報社会における民主的で透明な統治を行う。

- ・政府あるいは民間にかかわらず、情報の監視と検閲に対して闘う。
- ・コミュニティおよび人びとを中心運営される新旧メディアを支援する。

CRISは三つの柱を通して、市民社会が思索し、ネットワークをつくり、情報社会に働きかけるための空間を創り出す。その三つの柱とは次のとおりである。

- ・人権と開発に関連しているので、情報社会の主要な側面に対する意識の向上、教育、議論の活性化を行う。
- ・様々なレベルの多様なフォーラムで活動できるように、これらの課題への市民社会の動きを促進し奨励する。
- ・WSISとの関係において市民社会のポジションを具体化し協議し改善する。そしてそれを実行するように主張しロビー活動を行う。
- ・実際的には、報告書やインタラクティブなウェブのリソースやセミナーの開催や参加、情報の共有、ロビー活動、支援活動を含む。

あなたにできること

CRISは開かれたキャンペーンであり、現存するグループやアクティビストを結びつけるものである。特定の課題に焦点を当てたテーマ別のグループを含むワーキンググループや、地域活動を支援する支部、あるいは地域の集会によって組織されている。

CRISは「コミュニケーションの権利のためのプラットフォーム」においてイニシアチブをとる。CRISキャンペーン会員には、コミュニケーションの権利、および人権、そして人びととコミュニティの社会的・経済的・文化的生活を高める手段としてコミュニケ

トする権利を促進する活動に従事する組織と個人が含まれる。

**情報社会サミット（WSIS）準備会合1
(PrepCom1)についての個人報告**

Sean O Siocru

アイルランド市民社会（NGO）代表

●2002年6月30日（日）会議前日

登録のため本会議場に到着。市民社会（NGO）の会議は本会議場から数分離れたITU本部地下で開催されることを知る。これでは、各国の代表者と非公式にやりとりする機会がないため、会議開催中、本会議場の報道室に入り浸ることになる。午後3時、CRISの会合を開く。40人が出席。主な決定事項は、①参加者全員のEメールリストを作成し、PrepCom1のリストへと発展させる、②毎朝、会合を持つ。会合はCRIS関係者だけでなく、CRISに賛同する全ての人に公開し、CRIS+会合とする、③戦略を立てる機会が市民社会（NGO）に与えられていないことを確認。

●7月1日（月）1日目。

午前8時半、午後に戦略会議を開くことをCRIS+会合で決定する。市民社会（NGO）のPrepComへの参加規定を含む手続き規則（Rules of Procedure）の原案を検討。55条は市民社会（NGO）の参加を制限する（a案）と参加をオープンにする（b案）から成る。参加の詳細は附則の中に記載されている。56条は企業参加についての条項である。55条と同様の表現が用いられてはいるが、こちらは公式参加が認可されるのは明白であった。これは、国連サミットの悪しき先例になると思われる。午前10時、政府間会議の開会式が開催された。会議は全ての参加者に公開された。

午前12時、（同時進行中の）市民社会（NGO）会議では、Cees Hamelink がいつもながらユーモアを交え、格調高いスピーチを披露した。政府間会議では、マリ出身のAdama SamassekouがWSIS議長に選出された。同氏はすぐに市民社会（NGO）会議を訪れ、市民社会（NGO）の重要な役割を強調した。午後、今後のPrepComに向けて最初の声明をCRISとして発表した。それ以後の声明は市民社会（NGO）全体として、あるいは市民社会（NGO）委員会として発表することになる。手続き規則に関する委員会が政府関係者だけに公開されていた。原案を一行一行見直す作業であったが、エジプト、パキスタン、イランなど数カ国が（PrepComへの）参加を政府だけに狭めようと議事進行を妨害した。彼らは必ずしも市民社会（NGO）や企業を直接の標的としているのではない。サミット全体の立役者になろうとする意図から察せられる。会議は一日費やしても、進展が見られないため、議長のD.Stauffacher（スイス国連大使）は議題を絞ることを提案した。翌日には、局面打開のため、小グループで話し合うことになり、限られた政府代表だけの秘密会議となった。私たちは昼休みに、市民社会（NGO）事務局に対し、市民社会（NGO）には戦略を話し合う場が設けられてないと指摘した。その結果、ワークショップの時間を割いて話し合うことになったが、ワークショップが長引き、通訳が退席したため、会合は翌日の午前9時に延期された。

●7月2日（火）2日目。

午前8時、CRIS+会合が開かれ、多数が出席した。残念なことに、通訳が事前に手配できず、英語だけによる会合となった。この

席で、市民社会（NGO）が主催する市民社会（NGO）のための総会が必要であることを再確認した。午前9時、戦略会議が始まる。質疑応答のような内容に多数の出席者が苛立った。後になり、幾つかの議題が検討された。その中には、政府間委員会の活動状況を監視し、意見する委員会の設立も含まれている。CONGO（国連の諮問機関としてのNGO協議会）の代表、Reneta Bloemが総会の議長に選出された。直ちに手続き規則に関する委員会を設け、約30人が出席した。私たちの活動に非常に協力的であるフランス大使が手続き規則の交渉案を持ってやって来た。同案は持続可能な発展に関する世界サミット（Rio+10）の内容を希薄にするものであった。私たちはD.StauffacherとBruno Romazzotti（スイス政府代表）に公式に面会し、懸念を表明した。その夜、私たち数人で第二の声明文をまとめた。この日の政府間会議総会には、市民社会（NGO）と企業を代表する演説者が招かれた。私たちの代表はCRIS、ジェンダー、若者、アジアのNGOと様々な立場から発言した。

●7月3日（水）3日目。

午前9時、市民社会（NGO）総会では、手続き規則に関する声明を承認した。58団体が署名し、数時間後に仏語、スペイン語に翻訳された。総会では、政府間の動きに呼応して第二委員会を設定することが決まった。さらに、市民社会（NGO）の、とくに発展途上国のNGOの支援を目的とするロビー活動のための財政委員会を結成した。独自の記者会見を開く広報班も作られた。

●7月4日（木）4日目。

Stauffacher議長が、「市民社会（NGO）の参加を制限するa案が採択され、附則の中

で制限を緩和していくことになる」と市民社会（NGO）総会で報告した。さらに、企業の参加が正式に認可されることを伝えた。その後、政府間の議題と内容に関する第二委員会では審議が始まっていた。審議は市民社会（NGO）にも公開された。数カ国代表は他の国連会議で扱われている事項については、WSISで考慮すべきでないと発言。人権問題がはずされた。ブラジルや他の発展途上国は狭義のICTと開発問題に焦点を絞るべきだと主張した。一方、米国はインフラストラクチャー、電子取引、セキュリティを、EUは電子政府、e-inclusion、教育を提案した。

●7月5日（金）5日目。

市民社会（NGO）の代表数名は内海ITU事務総局長と会談した。内海氏は必要とあれば、政府代表との非公式な会見を設定すると言った。加えて、NGOがITUの活動に積極的に関わるという私たちの提案も検討すると言った。午後1時、記者会見を開く。市民社会（NGO）のブルース・ジラルド（Bruce Girard）は手続き規則に対する懸念を表明した。企業の参加を認可する動きに対し、引き続き、異議申し立てをしていく決意があることや、手続き規則がPrepCom2（2003年2月）で再検討されることを望んでいることを伝えた。ある国の代表は今回の会議を“修羅場”と表している。確かに、注目すべき点は少ない。市民社会（NGO）として、参加すべきかどうかの決断は非常に難しい。一方で、WSISの地域会合は、市民社会（NGO）の参加を広く認めている。このような開かれた地域会合が先例となれば、次のPrepComでは、よりオープンな手続き規則が採択されることになるのではないかという意見もある。

●まとめ

CRISに関わる全ての人が市民社会(NGO)のために活動し、協力し、一体感を育んだ。CRISの影響力は至るところにあり、疑いようもない。あるEU高官は私たちが発した声明文は市民社会(NGO)の見解を知る上で大変重要であると言った。PrepComには失望したが、同時に市民社会(NGO)による自発的な集まりに勇気づけられもした。このような動きが継続すれば、今後のPrepComやサミットに影響を及ぼしていくのではないか。WSISの外で共通の問題を抱え、行動していくことも重要であろう。今後の数ヶ月の動きに注視し、地域会合などあらゆる機会を利用し、主張していこう。それでも、門戸が開かれないのなら、現状を評価し、PrepComまで、必要な行動を起こしていこう。

声明

WSIS準備会議1における市民社会セクターによる記者発表(於・ジュネーブ)

市民社会は、この情報社会サミットに関する課題に関して、これまで何年間も活動を続けてきている。発展途上国が多くに電子メールやインターネットへの接続環境を初めて提供したのはNGOのネットワークだった。NGOは、1992年にリオデジャネイロで開催された国連サミットおよび1994年のカイロサミットにおいても、ネットへの接続環境を提供している。

私たちは、開発を目的としたICT(情報コミュニケーション技術)の使用に関する課題では、唯一、貴重な経験を持っている。そして、テクノロジー・政策開発・プロジェクトの実施、という各領域で、地に根ざした専

門技術や草の根レベルでのコミュニティ活動を行い、なかでも女性、若者、貧困層を優先的な活動分野として長くたずさわってきたことについては、十分に認知されているとおりである。

NGOは、文化とコミュニケーションの分野において、文化と言語の多様性、多元的共存、民主主義、表現の自由、人権の推進と支援で主導的役割を果たしている。

私たちがこの第1回準備会合(PrepCom 1)に出席したのは、人びとの社会的、経済的発展における活動として、情報社会における課題が重要であり、人びとを中心とした情報社会の未来像は、市民社会の完全で積極的な参画をもって初めて実現すると信じるからである。

さらに、国連の事務総長であるコフィ・アナン氏の声明および国連やITU、WSIS事務局により発表された宣言や正式文書の内容が、NGOと市民社会の積極的な参加を繰り返し強調していたからでもある。

この1週間、準備会合において私たちは参加可能なすべての議事に積極的に関与した。モニタリング、討論、参加国からのプロポーザルや質問への返答、見解のまとめ、ロビー活動を行い、さらに機会があれば準備会合の正式な議事手続きにも関わった。また、この準備会合に至るまでの数ヶ月間、WSISに関する一連のユネスコ・NGO会議であるアフリカ地域の準備会合や、CRIS(情報社会におけるコミュニケーションの権利)キャンペーンやジュネーブにあるフレデリック・エバート財団が催したものなど、多くのセミナーや会議に出席し、積極的に活動している。

政府による主要な決定事項のなかには、私たちがどのようにしてこの公式なプロセスに

参加できるか、どのくらいの頻度で、どのように、公式なセッションに参加できるかが含まれていなければならなかったはずである。しかしながら、3日間にわたる、閉ざされたドアの向こうでの議論の結果には、深刻な制約が残っていた。私たちは、革新を望んでいた。政府の決定についてどんなに前向きな解釈をしても、その合意事項はすでに行われている実践を表しており、ポジティブな革新を示すものは何もなかった。また、これらの合意は、過去50年間に国連システムで市民社会が勝ち取った権利と責任を失わせるもの、逆行するものであるとも解釈できる。

さまざまな宣言や声明、公式文書に励まされ、市民社会は、事務局に関わるプロセスに貢献し、公式および非公式なアジェンダについての議論、そして市民社会の参加に関わる決定に対して発言することを望んでいた。私たちは、国連から参加するよう求められたパートナーシップには、新しい見解をもって積極的に貢献することを望んでいた。

私たちが得た結果は残念なものだった。私たちが事務局のオブザーバーとして参加することは不可能である。というのは、アジェンダの策定において私たちが除外されてしまうからである。公式なプロセスの重要な側面において、私たちの意見が含まれるという保証はない。

特に私たちは、国連サミットに企業の参加を認めるという慣例に対して、心穏やかではない。これまで、国連によってNGOとして認知された貿易や産業団体が、企業に代わってうまく代表を務めてきたが、今回のサミットでは、株主やオーナーに対して主として奉仕する個々の企業までを公式に認めることを

提案している。このような、商業行為を行う組織を国連のサミットに含める決定が、適切な議論や手続きを抜きに行われることは前代未聞であり、この件に関して私たちは国連の最高レベルまで抗議していく予定である。

私たちは、この国連サミットの準備プロセスにさらに関わっていくことを決定したが、今後も抗議を続行し、今回導入されたような限定的なルールが第2回準備会合では見直されるよう期待しながら、私たちの今回の決定についても再評価していく予定である。

—この声明を当日の記者会見で発表したのはブルース・ジラルド(第1回準備会合・市民社会会議司会者/CRISキャンペーン委員会メンバー)—

世界情報社会におけるジェンダーと平等のために

ジョアンヌ・サンドラー

UNIFEM(国連女性開発基金)

UNIFEMとその代表者ノエリーン・ハイザーに代わり、国連情報社会サミット準備会合での最初のセッションにおいて宣言できることに感謝の気持ちを述べたい。私たちは、このプロセスの発端に加わることができることを、特に嬉しく思っている。この企画の進展とともに、UNIFEMをひとつのリソースとして考えていただければと思う。

UNIFEMは、情報社会の一員となるために、世界中の女性が持つ関心の高揚に応えて、WISの協議事項として具体化されている問題や機会を優先的に取り扱ってきた。

私たちがこの会合に出席したのは、南アフリカのグラディスという女性のためである。グラディスは女子学校の教師だが、工芸セン

ターの共同設立者でもあり、村内から女性33人を従業員として雇っており、その全員が株主になっている。政治情勢によって村の観光収入が減少した時、グラディスはUNI FEMがスポンサーをしている電子商取引に関するプロジェクトで訓練を受け、新しい市場をオランダに見つけることができた。

私たちがこの会合に出席したのは、南アジアのアイシャという女性のためでもある。アイシャは国内で家庭内暴力の犠牲となった女性を保護する規則を導入するため、法律を立案する機会を得た。アイシャは、私たちが企画したジェンダーによる暴力撲滅に関する電子討論会に参加することによって、世界中の国から得た教訓を具体化することができた。この電子討論会は、世界銀行からの資金提供により始められたもので、女性への暴力を無くすために参加した2500人のアクティビストのうち、40%を発展途上国の参加者が占めていた。「暴力撲滅」に向けたこれらの討論会参加者の存在は、情報社会だから可能になるすばらしい実例を提示しているといえよう。

私たちがこの会合に出席したのは、MDGs (Millennium Development Goals ミレニアム開発目標) を達成するには、重要な機会を提供するような社会活動に女性を含むことが不可欠だからである。ICT(情報コミュニケーション技術)を戦略的に使用すれば、MDGsという頭文字が、「Making Development Gender Sensitive」(ジェンダーに配慮した開発)の略字を表すことにもなるだろう。

私たちは、単純明快なメッセージを持ってこの準備会合に出席している。ビジョンを描き、情報の入手や適用に関する問題を審議する場合に、ジェンダーと女性の権利を考慮す

べきだということである。これについては、世界中のほとんどの政府が北京綱領に同意し約束しているはずである。165以上の国家が「女性差別撤廃条約」(CEDAW)に署名することで、男女平等に同意している。この準備会合において、私たちはグローバルな関係と、このプロセスがもたらす知識の共有を視野に入れ、北京で始まった平等に向けての道をこれにつないでいく機会を得ている。

変革のために

インターネット固有の新しい可能性として、ビデオ会議やそのほかのワイアレス・あるいは電子技術に着目するなかで、ラジオやビデオなど旧来のテクノロジーについても、女性にとって有用性を持つメディアとして見過ごしてはならない。女性による活動で明らかになった数々の経験と協議事項に基づき、女性の生き方や国の発展に変革をもたらすために、情報やコミュニケーションに関する課題に対しこの世界サミットが焦点とすべき3つの分野を強調したいと思う。

第一に、ICTを管理する規定や政策をまとめる際に、女性の参加とジェンダーの分析を保証することである。サイバースペースの中にジェンダーの平等をどう取り入れができるだろうか。各国における通信政策についてのジェンダー分析をする必要がある。女性や少女のアクセスを保証する政策をいかに具体化するかを理解するには、性別によって分かれているデータやICTの使用に関する質的な評価が必要である。情報技術分野の企業には、より多くの女性が社長や役員になる必要がある。より多くの女子学生が数学や科学を学ぶことや、より多くの女性が通信分野の省庁における政策決定に関与することを

奨励し支援する方策が必要である。現在、多くの国で政策に焦点をあてた電子技術の整備に関する調査が行われているが、私たちは平等(e-quality)と電子技術の整備(e-readiness)が、相伴って進行するよう強く主張する。

第二に、特に弱者や貧困層の女性や少女が、デジタル社会の未来を形成し、自らの興味に関連するコンテンツを制作することを保証するような革新的な能力開発戦略に投資することである。家族やコミュニティに対する無償労働の主な提供者である女性や少女は、時間、機動力、財政資源、技術環境の利用への深刻な制約に直面している。HIV/AIDSが家族やコミュニティを崩壊しようとする時、通学の機会を奪われるのは少女であり、その少女たちが、ICTが提供する可能性を確実に享受するため、特別に企画された学習機会が必要となる。紛争当事国や、紛争後で難民を抱える国において、ICTは、女性や少女が戦争によって失った選択や機会を得る可能性を提供する。

女性や少女は時間的にさまざまに拘束され、HIV/AIDS、紛争、無学、貧困などに起因する多くの束縛のなかにいる。しかし女性や少女は、家族やコミュニティに変化をもたらすための充分な行動範囲を持っている。

もしICTが、より効果的に収入を得る方法や、教育や訓練の保証、保健・健康に関する重要な情報を提供できれば、女性はこれらを生活に組み込むよう時間を確保するようになる。適切な政策とパートナーシップがあれば、情報コミュニケーション技術は、女性のための生涯学習を促進することができる。

ここで、民間企業は主要な役割を得る。これこそが、ヨルダンにおいて、私たちがシス

コシステムズおよびシスコ財団、ヨルダン政府、UNDP、UNRWAとのパートナーシップにより実施しようとしていることである。このプロジェクトでは女性のためのシスコネットワーキング・アカデミー・プログラムを企画し、2001年にはシスコ研究所を設立、ヨルダンの10箇所の教育施設の若い女性向けカリキュラム策定を支援した。このプロジェクトは政府、民間企業、NGO、国連といった広範囲にわたるパートナーシップを構築することができた一つの例である。

最後に、すべてのICTに関する戦略や計画が、社会的責任とジェンダーの平等を満たすことである。デジタル・デバイドが女性を含む富裕層と貧困層の不平等を助長し、性差によるデジタル・デバイドは男女間の不平等をも助長する。デジタル革命の恩恵を受けた人が、それを受けなかった人びとへ手渡していくことができる。

社会的責任とジェンダーの平等は、UNI FEMが今年導入した新しいパートナーシップの根底にある価値観である。「デジタル・ディアスボラ」に参加するようアフリカの人々に呼び掛けたこのパートナーシップは、アフリカ大陸で成功したIT企業家と、アフリカで女性が始めたばかりの小さな事業とを結びつけることが目的だった。アフリカの中心的な企業家集団がすでにこの企画のリーダーシップをとっており、民間企業や民間の財団から支援を得て、ネットワーキング、技術指導、パイロット・プロジェクト実施、パートナーシップの構築をめざしている。

ジェンダーの平等は最終目標である。ICTはその目標と、MDGs(ミレニアム開発目標)を達成するための強力な手段である。

ITU、UNDPとともに、私たちがMOU(覚書)へ署名をしたのは、テレコミュニケーション、開発、ジェンダーの平等を合わせた機会を助長するためである。

UNIFEMと、私たちのパートナーである世界中のジェンダー問題に取り組む人びとは、ジェンダーの平等を呼び掛けるだけでなく、それ以上のことをする準備がある。私たちは、専門的技術や識見を提供することで、政策や規律の枠組みづくりのほか、多様な考え方や要求を持つ活発なユーザーに対しても、さらには、すべての人の平等のために“E-quality”に貢献する準備ができている。

情報社会における倫理的要請

セース・J・ハーメリンク
アムステルダム大学教授

現代社会では明らかに「情報の発展」が見られる。この情報の発展は、他の社会的発展と相互に作用しながら、さまざまな歴史的状況下においてそれぞれ異なった過程を経て、社会の未来がどのように形成されていくかということに影響を与えるだろう。最新の文献の多くを見ると、「理想的シナリオ」においては、こうした発展がよい結果をもたらすと考えられており、他方、「最悪のシナリオ」においては悪い結果が強調されている。いずれの場合でも、分析者たちは社会的発展に対し決定論的な見方をしている。すなわち、技術革新が社会的プロセスに直接インパクトを与えるというのである。そこには技術と社会を弁証法的に結びつけていくような、多面的で複雑な過程を考慮する余裕がない。

しかし、今日の情報社会におけるディスコースに存在する一つの明確な利点を見逃しては

ならない。「社会」に言及することは、権力、利益、参加といった旧来から存在する社会上の問題を呼び起こしてくれる。つまり、誰が利益を得、誰が決定し、誰が参加し、そして誰に説明責任があるのか、という問題である。

ここで最初の倫理的要請が出てくる。すなわち、情報社会の出現に対して社会自体がこうした古典的社会学の重要な問題を提起できる、開かれたものになっている必要があるということである。

情報

情報社会という概念が存在するために不可欠なのは、明らかに「情報」そのものである。情報社会の未来に対する多くの見解は、私たちがよく知っている一連の神話に基づいている。例えば次のようなものがある。情報は多ければ多いほどよい。情報が多くれば、より多くの知識や理解を生みだす。公開された情報が流通することは紛争防止に役立ち、情報が多いほど不確実性が低下し適切な選択ができる。適切に情報が与えられれば人びとはそれに応じて行動する。より多くの情報はより大きな力を意味し、ひとたびお互いによく知り合えば相互理解が可能になり対立しなくなる。これらすべては非常に魅力的な仮説なのだが、そのどれもが真実であるとは限らないのである。

情報の力があると言う、よく知られた仮説である。情報が力の源となり得るのは、情報の生産、処理、保管、検索、転送のために必要な情報基盤にアクセスすることができ、かつ、人びとが情報を社会的実践に適用するためのスキルを持ち、自分たちの利益を促進するための情報が利用できるような社会的ネットワークに参加するスキルを持っている場合

に限られるのである。この仮説は、人びとは情報不足で無知であったがために力を行使できなかったのだということを前提としている。しかし多くの場合、人びとは最初から何が間違っていたのか、何が不当だったのかを明確に知っており、統治者たちの不正についてもよく知っていたのである。それでも彼らは行動せず、知識は力の源泉にはならなかった。なぜなら、それは人びとが反旗を翻すための具体的かつ戦略的手段を持ち合わせていなかつたからである。

ひとたびお互いについてより詳しい情報を手に入れれば、人びとは互いを知り理解し合い、対立しなくなるという考え方は非常に魅力的である。しかし普通、決定的な対立というものは情報不足によって起こるのではない。事実、そうした対立は、対立する者同士が互いに持っているその適切な情報が原因となり、対立している可能性もある。社会的調和は、関係者が互いに関してどの程度無知であるかに大きく依存するという見解も、同じように提起することが可能なのである。現在、多くの社会が安定を維持しているが、それは各成員がどんな人たちであるかといった詳細な情報をたなくとも社会的交流が出来るような儀式や習慣、慣行などを実践しているからなのである。実際、対立する者たちが互いの目的や動機について多くの情報を持ち過ぎて、対立状況が生じている場合もあるかもしれない。情報を少ししか持たないことよりも、多くの情報を持つことのほうが危険だという状況もある。もし、私たちがともに生活をしたり仕事をしたりする人たちについて詳細な情報を持っていたら、激しい市民戦争が起こる可能性はかなり高くなるだろう。

情報や知識の役割や影響についての仮説の多くは、重大な欠陥を持つ因果関係モデルに依拠している。情報と知識は社会的プロセスにおける中心的変数と見なされ、その変数をどう操作するかに依って、ある社会的影響が生じるのである。しかしながら社会科学の研究が私たちに教えてくれるのは、情報／知識のインプットと社会的アウトプットの間の直線的な因果関係を示す単純な刺激／反応の線型モデルに沿って、情報と知識の共有が生じることではないことである。

従って、第2の倫理的要請は、情報の生産と供給の重要性を十分に認識しつつ、情報がなし得ることに対して、社会が現実的なアプローチをとることである。

技術

情報の発展の基盤となるのは、情報技術の発展と応用における技術革新である。この技術革新は、現代技術文化の本質的な部分であり、非常に困難な問題を抱える人間と技術の間の相互作用をその特徴としている。この相互作用は非合理性と無責任さによって大きく規定される。この非合理性と無責任さを、タイタニック号、カサンドラそしてフランケンシュタイン博士という三つの比喩を使ってまとめてみよう。

タイタニック号は、技術の完全性に対する強い信念を意味している。船は沈むはずではなく、船に十分な数の救命ボートを装備する必要はない。その結果、技術革新の真の危険性はまじめに検討されることはない。現代の技術文化は危険のない社会への強い志向を表明する。リスクを伴うことなく社会的プロセスをコントロールしようという願望は、予測不可能な、気まぐれな人間の行動により、大き

く妨げられることになる。

実際、人間という存在こそが真の危険因子であると考えられるようになっている。その結果、現代社会は、そのリスクを低下させるためにあらゆる活動を行うようになっている。例えば、監視カメラを至るところに設置して人びとの行動をモニターしたり人の動きを電子的に記録するといったことを行っている。このプロセスの次の論理的ステップは、人間を人間型ロボットに置き換えることである。

カサンドラはトロイの王プリアマスの娘であり、トロイの民に木馬の中にギリシア人が入っていると警告した。カサンドラは将来を予知する能力には恵まれていたが、神アポロから呪いを受け、誰も彼女の警告を聞こうとはしないという罰を科せられていた。これは技術文化の特徴でもある。警告の声は無視されるのである。意思決定者が新しい時代や勝利のムードや時間と競争のプレッシャーを経験している状況下では、すべての交通信号は無視され、批判者は黙殺され、そして技術の取捨選択は何の基準もないわけのわからないものとなる。

フランケンシュタイン博士はメアリー・シェリーによって書かれた小説に登場する人物である。この小説は、ある博士が怪物を作り出し研究室から逃げ出しが、その怪物が自分を作ったことの責任を博士にとらせようとして博士に執拗に取り憑くという話である。このメタファーは、技術革新の説明責任に対して重大な疑問を投げかけている。ことがうまくいかなくなったとき、一体誰が説明責任を負うのか？もし私たちがデジタル・デバイドを解決したとしても、それに続いて起こる克服できない環境問題、例えば過度の地球エネル

ギー消費、プリンターやコンピュータからの二酸化炭素の排出、携帯電話やコンピュータの急速な世代交代によって排出される膨大な量の電気廃棄物などに直面したとき、一体誰が責任を持つのだろうか。

これらの特徴に加えて、現代の技術文化は、モラルの歴史的進歩に対する強い信仰の啓示を受けている。ヨアヒム・ジ・フィオーリ、レッシング、ヘーゲル、コントなどの社会思想家や現代の情報革命を担う著者たち（トフラー、ネグロポンティ、ゲイツ）の著書によれば、歴史は前進的歩みを続けているという。啓蒙と合理性、とりわけ科学と技術を通して、人類は調和と平和への途上にあるというのだ。しかし、モダニティにおけるモラルの進歩というこの神話は、アウシュヴィッツとヒロシマによって暴かれた。これらの出来事は直線的な進歩的プロセスなど存在しないこと、そしてモラルの進歩という発想は誤解を招くものだということを明確に示したのである。歴史は循環し、そして人類という種は、著しくモラルに反する行為と洗練されたモラルへの反省との間に生じる、寄せては返す波から逃れることはできないのである。非人間性は永遠に人間の条件の一部である。「すばらしい新世界」の新たな種の創造のみが、危険のない社会というユートピアを実現するだろう。しかし、この「すばらしい新世界」の登場人物は、もはや人間ではないのである。

第3の倫理的要請は、科学と技術の進歩の結果として生ずる人間のモラルの改善ということに対して現実的になるということである。それはつまり技術のリスクを真剣に捉え、そして十分な救出ボートを用意しておくということである。

情報からコミュニケーションへ

現在、公共的な論争や政策、実践においては、情報と情報技術の重要性が非常に強調される。来たる「国連世界情報社会サミット」(ジュネーブ、2003)では未来社会の展望を「情報社会」として強調している。

「国連世界情報社会サミット」(ジュネーブ、2003)の大部分の準備文書から「コミュニケーション」が実際に消えてしまったことは実に当惑すべきことである。このサミットは国連世界人権会議(ウィーン、1993)と同じ過ちを犯す危険性がある。人権会議の最終宣言ではコミュニケーションについては何も言及せず、単に情報とニュースについて述べられただけであった。しかしながら、核心的問題はいかに「コミュニケーション社会」を形成するかということである。実際、世界のもっとも差し迫った問題を解決するためには、私たちはコミュニケーションするための能力以上の情報処理など必要としていない。皮肉なことに、情報と知識を処理し配信する能力が向上するにつれて、私たちがコミュニケーションし、会話するための能力は低下しているのである。

複雑な現代社会では、私たちは互いにコミュニケーションする必要に迫られている。非常に差し迫った社会問題を解決するためには、情報を知らせる能力よりもコミュニケーションする能力の方がはるかに重要である。互いに話し合うことができないような情報社会あるいは知識社会を実現させようというのであれば、それはまさに不穏な展望だといふしかない。

第4の倫理的要請は、世界は「情報/知識社会」が必要なのではなく、「コミュニケーション社会」を必要としているということである。

対話

今、世界でもっとも差し迫った問題を解決するためには、今以上の情報や知識量が必要なのではなく、文化や宗教や言語の境界線を越えて互いに話し合うことができる能力を身につけることが必要である。対話は文明が出会うためには絶対に欠かせない重要なものである。対話のないグローバル化は均質化と霸権化をもたらす。対話のないローカル化は断片化と孤立化をもたらす。どちらの場合も私たちの共有する未来を持続させていくことは、かなり危くなる。

対話が必要であるなどというのは、わかり切ったことであり、簡単なことのように思える。しかし実際は、対話は発話行為の中でも非常に難しい形態なのである。多くの社会では、人びとは対話的コミュニケーションを行うための時間もなければ忍耐もない。対話では短時間に確実な結果は出てこない。このことは、近代の達成志向型社会の精神と対立する。その上、マスメディアは会話術を社会に教えることにおいてはほとんど役立たない。メディアが伝える内容は、ほとんどがつまらぬおしゃべり(無内容な際限のない話)であるか、偏見に満ちた演説であるか、宣伝文句であるか、あるいは議論のための議論にすぎない。意味ある議論をするためには、内面的対話が要求することから始めることが必要である。

このことは、対話に参加する者すべてが、まず自分たちの判断や前提を疑うことを意味する。しかし、自ら前提としていることを批判的に検証することは、大きな課題である。というのは、私たち自身が自分の基本的な前提に対して無知なことが多いからである。前

提とは、私たちが無批判に受け入れてしまおうとする心像である。誰もが異なる、相反する前提を持っている。違う文化から来た場合はなおさらそうである。判断を保留することも同じ様に難しいことである。なぜなら、私たちは自分たちの意見や評価に強く執着しており、不確定であることよりも前提に従うこととを好むからである。

対話では耳を傾けることや沈黙する能力が要求される。聴くことは耳を中心とする文化であるが、視覚文化による影響がますます大きくなっている社会では、聴覚言語を学ぶことは非常に難しい。マスメディアは「リッスン・ショー」ではなく「トーク・ショー」を提供している。さらに、クリシュナムーティが言うように「私たちは、何が話されたかではなく、自分たち自身の雑音や自分たち自身の物音を聞いているだけだ」。すなわち、私たちはほとんどの場合、受容的にではなく防衛的に聞いているということである。「私たちは何が私たちを助けてくれるのかを発見するために耳を傾ける—私たちは起こりうる危険を予知するために耳を傾ける」(エリノアとジェラード、1998)。対話は沈黙が尊重される場でのみ起こりうる。近代社会では、沈黙はなんとしても避けなければならないがゆえに、決しておしゃべりは止まず、あらゆる空間を騒音で満たす必要があるので、沈黙が要求される対話は不可能となりつつある。

第5の倫理的要請は、対話の技術を学ぶことである。

コミュニケーションの権利

生命が脅かされたり話をしたり集会をする自由がなかったりする人びとや、自分たちの声を表現する手段を持たない人びと、秘密が

守られプライバシーを保ちながら話すことができない人びと、基本的な教育や文化に参加することを否定されたりするような人びとのあいだでは、効果的な対話がなされることはありえない。今日、コミュニケーションの権利に関する世界宣言を一刻も早く採択する必要がある。現在、この権利は国際法の規定として存在しない。1969年という早い時期に、ジャン・ダルシーは、コミュニケーションの権利を紹介し、「世界人権宣言は人間の情報に対する権利よりもさらに拡張された権利を含まなければならぬ……。それは人がコミュニケーションの権利である」と述べている(ダルシー、1969)。既存の人権法の規定(世界人権宣言や市民的、政治的権利に関する国際規約など)が、相互作用のプロセスとしてのコミュニケーションを扱うには不十分であるという所見が、この新しいアプローチを導く力となったのである。

コミュニケーションの権利は、例えば次のような情報権を含んでいる。

- ・思想、良心、宗教の自由に対する権利。
 - ・意見を持つ権利。
 - ・公的もしくは私的党派によって干渉されることなく意見を表明する権利。
 - ・公共的関心事に関する問題を適切に知られる権利。
 - ・(公的あるいは私的な情報源が持つ) 公共的関心事に関する情報へのアクセス権。
 - ・情報や考え、意見を流通させる公共手段にアクセスする権利。
- また、コミュニケーションの権利の一部として、次のような文化的権利も含みうるだろう。
- ・文化的多様性を促進し、保護する権利。

- ・自分のコミュニティの文化生活に自由に参加する権利。
 - ・文化的伝統を実践する権利。
 - ・芸術を楽しみ、科学的進歩とその応用による恩恵を受ける権利。
 - ・国内および国際的な文化資産と遺産を守る権利。
 - ・芸術的、文学的、学術的な創造と独立への権利。
 - ・私的あるいは公的に自分の言語を使用する権利。
 - ・マイノリティや先住民族が教育を受け、自らのメディアを設立する権利。
また、次のような保護する権利がある。
 - ・マスコミュニケーション・メディアやデータ収集を行っている公的および私的機関によるプライバシーへの干渉から保護される権利。
 - ・公的あるいは私的党派による干渉からの私的コミュニケーションの保護。
 - ・公的コミュニケーションにおいて、正当な法的手続きの基準を尊重する権利。
 - ・人種、肌の色、性、言語、宗教または社会的出自に関して差別的なコミュニケーションから保護される権利。
 - ・誤解を生じる歪曲された情報から保護される権利。
 - ・個人および／あるいは社会的グループを排除すべきであるという教義の体系的、意図的な宣伝活動から保護される権利。
 - ・所有者や経営者による干渉に対して、公的または私的コミュニケーション機関における雇用者の職業的独立性を保護する権利。
また、コミュニティの権利については次の
 - ようなものが必要である。
 - ・コミュニティのための公的コミュニケーションへのアクセス権。
 - ・コミュニケーションのインフラを開発し、適切なリソースを調達し、知識と技能を共有し、経済機会を均等にし、不平等を是正する権利。
 - ・知識資源は多くの場合、共同体によって所有される共有財産であることを承認する権利。
 - ・知識産業による私的専有に対し、知識資源を保護する権利。
さらに、次のような多様な参加権が認められるべきである。
 - ・公的コミュニケーションに十分に参加するための必要な技術を習得する権利。
 - ・情報の供給、文化の生産または知識の生産と応用に関する公的な意思決定に参加する権利。
 - ・コミュニケーション技術の選択、開発、応用に関する公的な意思決定に参加する権利。
- 第6の倫理的要請は、国際的なコミュニティが人びとのコミュニケーションする権利を採択し、成文化することである。
- ### 結論
- これらの6つの倫理的要請は、もし真剣に取り上げられるのなら、コミュニケーション社会の将来に関わっているコミュニケーションの実践者や研究者、そして政策決定者のアジェンダにおいて必要不可欠なトピックにならなければならない。その執行は国際人権規約を尊重することにより促進されるのである。

報告 1

U N - W S I S (国連・世界情報社会サミット) アジア地域会合参加レポート

国連・世界情報社会サミット (World Summit on the Information Society=WSIS) のアジア地域会合（総務省、外務省、国連アジア太平洋経済社会委員会主催）が1月13日から15日まで東京の新高輪プリンスホテルで開催され、F C Tから鈴木みどり、新開清子、関根里砂、高橋恭子、の4名が出席した。この地域会合は、本年12月にスイス政府が主催するジュネーブでの本会議に向けての準備会合として、アジア地域から幅広く意見を収集するために設けられたものである。申込者は各国政府関係者191名、国際機関84名、民間企業関係者182名、N G O・市民社会代表が412名、うち約600人が出席した。

●アジア地域会合の概要

【1月13日】

- ・開会／キーノート・スピーチ
(UNESCO、UNDP、世界銀行、APT、WSIS副事務総長)
- ・パネル・ディスカッション I (ITU主催)
「アジア地域のつながりと情報社会／Connectivity and the Information Society in Asia」
- ・パネル・ディスカッション II (UNESCO主催) 「文化・言語的多様性／Cultural Linguistic Diversity」
- ・パネル・ディスカッション III (UNDP主催)
「開発と情報・コミュニケーション技術」/ Development & ICT」
- ・パネル・ディスカッション IV (GIIC主催)
「eエコノミーの未来／Future of e-

economy」

- ・パネル・ディスカッション V (NGO主催)
「より包括的な情報社会に向けて：アジア・太平洋による見解Towards more inclusive Information Society : Perspectives from the Asia and Pacific」

【1月14日】

- ・キーノート・スピーチ
(ESCAP、国連、ITU、Prepcom代表、ADB、内閣総理大臣、MPHPT)
- ・ステートメント（宣言文）の報告
(政府／国際機関／民間企業／N G O・市民社会)
- ・総括

【1月15日】

- ・パネルディスカッション結果報告
- ・宣言の採択／閉会 (Prepcom 代表者、MPHPT)

●N G Oのセッション

各国N G Oの企画によるパネルディスカッションVは、タイのN G O、Campaign for Popular Media Reform (CPMR) のウボンラット・シリュバサックが司会を担当 (F C Tでは彼女を1998年12月のF C T／ANWICの国際セミナー「ジェンダーとメディア・リテラシー」に招待している)。以下に、各パネリストの要点をまとめた。

1. 情報社会の定義(Open Forum Cambodia/カンボジア)

情報コミュニケーション技術 (I C T) は、開発の促進、富の生産、社会的公正のための

ツールでなければならない。アジア・太平洋諸国の情報社会の多くは“情報へのアクセス”だけでなく、“真のコミュニケーション”を強調すべきだ。

2. コミュニケーションの権利 (Korean Progressive Network, Jinbonet／韓国)

コミュニケーションの権利は、基本的人権であり、公平性と相互尊重に深く根ざしている。コミュニケーションの権利はICTだけでなく全ての種類のメディアにアクセスする権利と言論の自由、プライバシーの保護を含む。コミュニケーションの権利はジェンダーの平等、全ての人のリテラシー、持続可能な人びとの発展を保証する環境を求める。また、アジア太平洋地域の言語と文化の多様性を豊かにし、特有・共有の財産を多様なレベルで交換し分かち合う権利を求めるものである。コミュニケーションの権利は、公正でバランスの取れた情報とコミュニケーションの流れ、公共・民間メディア、人びと・コミュニティに根ざしたメディアの所有権と資源の分配を意味する。

3. ジェンダー(Association for Progressive Communications Women's Networking Support／フィリピン)

情報社会にジェンダーの視点は不可欠だ。サミットのすべての分野において、ジェンダー平等を取り入れた意思決定がなされるべきである。そのための戦略は：

- ・各国のICT政策と活動の場にジェンダーの視点を組み込む。
- ・ジェンダーに対応したeガバナンス、また経済的、政治的、社会的、文化的発展において女性の有意義な参画を促進する。
- ・地理的平等、ジェンダーの平等により全ての人のアクセスを実現させる。

・情報社会において女性を商品化せず、またコミュニケーション、プロデューサー、インベーター、市民としての役割においても差別することなく、女性の権利を保障する。

4. 若者 (Young Volunteers for Sustainable Development／フィリピン)

若者は、インターネットのある環境で育つ最初の世代。アジア太平洋における若者の課題、挑戦、機会は多く、次のことを提案する。

- ・ICTは、学校およびインフォーマルな学習機会に組み込まれるべきである。
- ・ICTは、若者の起業を刺激するために使われるべきである。
- ・ICTは、若者が情報にアクセスするために入手可能なものでなければならない。

5. 太平洋島嶼国 (e-Pasefica／サモア&ニュージーランド)

太平洋に散在する島嶼国は、人口の少ない、小規模な経済機構で見過ごされる社会を例示している。しかしアジア地域にある他の小さな国と同様に太平洋島嶼国では次のようなICT政策と戦略を主張するべきだ。

- ・すべての人のアクセスを促進する。
- ・ICTの利益を全ての投資家に意識させる。
- ・市民社会のためのICTに関する能力開発、研修・普及、人材開発のためのコミュニケーションスキルのプログラムを企画する。
- ・ICTの魅力的な面を語るだけなく、ネガティブな面についても充分検討する。

6. 開発のためのICT (BHN協会／日本)

ICTは、災害援助、健康管理、人権促進など人びとの基本的な需要に貢献するために使われなければならない。地域の人びと、小さなコミュニティ、弱者、移住者、難民の開発目標を実現するためには、例えばNGOや

市民社会の役割が、増大するデジタル・デバイドを埋めるために不可欠である。

上記のようにパネリストの報告内容は各分野のNGOによる活動を反映し多様な関心領域を紹介するものとなった。結論としては

ICTが人びとの発展、特に障害者、若者、女性、遠隔地の人びと、社会・文化的多様性、共通の人間的価値のために利用されるべきだという点で合意した。また“情報社会”という言葉にひとつの定義を設けることが不可能としながらも、将来に向け、ある種の原則を共有することも重要だと結論に至った。

●誰のためのサミット？NGO参加問題

FCTが本会合に出席したのは、国連のアナン事務総長がこのサミットに対するNGOや市民社会の積極的な参加を呼びかけ、国連の決定として、WSISのすべての準備プロセスからNGO/NPOの参加が奨励されているからである。しかし、実際には、この東京会合へのNGO参加はインフォーマルなものという制限が設けられ、（出席者の半数を占めたにも関わらず）NGO・市民社会の公式な発言の場は用意されていなかった。

2日目の全体会議では、中国政府代表団が台湾から参加したNGOを痛烈に批判し、台湾を含むNGOの参加は認めないと抗議。NGOの非公式な扱いについて正式見解を議長が述べるまで、実に4時間も会合が中断されるというハプニングがあった。さらに中国政府代表は、国連のサミットが政府を中心に行われるべきで、NGOは政府の認可なしに参



加すべきでないと主張。そうでないと、テロ組織・アルカイダのような悪い組織でさえも含まれる可能性があると批判していた。発言権もなく、議場の後方でこれらのやりとりを聞くしかできない私たちは、憤りと無念さをこらえるしかなかった。

結局、この会合は、自由な議論の場とはなり得なかったのだ。全ての立場に参加する権利があるはずの情報社会サミットは、現実には政府の通信政策や民間企業の参入を前提にした議論で、市民的テーマからは程遠いものとなった。情報社会の恩恵を享受するのは、政府でも民間企業でもなく、社会的マイノリティーを含む大多数の市民であるはずなのだが…。

●インフラ整備が主軸の「東京宣言」

「東京宣言」の草案は、事前に政府機関を中心とする事務局による作成が済み、採択を待つだけとなっていた。しかしNGOの声を反映すべきとの批判から、起草委員会にNGO代表者2名が含まれることになり、インフォーマルな審議が続けられた。しかし、最終日に採択された宣言文には、NGOの提案がほとんど反映されていなかった。前述したセッションVのように多様な議論が展開されたにも関わらず、その形跡もない。

「東京宣言」はICTによる経済・社会発

展や民間企業との協力、インフラ整備、スキルの習得、セキュリティ、著作権保護等を優先課題に据えているほか、電子ネットワークを通じた行政サービス、ビジネス、教育、健康管理、情報提供などの目標を含む。しかしNGOが提起した多様な課題…子ども、若者、ジェンダー、教育などの課題は、用語として存在するものの、記述が漠然としている。

FCTはインフォーマルな審議過程において、宣言文に教育的要素がなく、メディア・リテラシーについて記述する必要性があると起草委員会に提案したが、それらは“ICTスキルの習得”に関する記述に含蓄されるとして発言が却下された。スキルの習得とメディア・リテラシーが同義と捉えられている点で、主催者側との認識の違いを痛感する結果となった。

●議論内容には無関心のマスメディア

私たちとの認識の違いは、マスコミの態度にもみられた。朝日新聞は「アジアに高速通信網」、「東京宣言を採択」と見出しをつけ、“アジア地域内で国際的な高速通信網を強化する”と宣言文の一部を掲載、4記事とも小さな扱いだった。読売新聞は「情報社会サミットアジア会合開幕」「情報サミット地域会合閉幕」と題した同程度の記事が2つ。両新聞ともサミットの開幕、閉幕および宣言などの事実を記載するのみで、会合での議論内容には触れていない。一方、毎日新聞は「NGO参加でさや当て・政治的な思惑も」「台湾NGOを排除」と、サミットの基本的な内容に加え中国政府によるNGO批判の顛末を“日本の国際会議運営の未熟さを露呈した”と評し比較的大きく扱っている。とはいえ、残念なのはこのハプニング自体がニュースとされているに過ぎない点だ。問題となったN

GOを含め、参加者がどんな議論をしたかを報じる姿勢が欠けている。

実際に会場ではマスコミの姿がほとんどなく、小泉首相がスピーチした時だけ、数10人の報道関係者数が一斉に入場し、前方に陣取ったかと思うと、10数分後には首相の退出とともに姿を消した。テレビも同様で、サミット開幕について短く報じたNHKのカメラは、予定されていた会場からの海老澤会長の発言が終わると、彼とともに姿を消した。他には、フジテレビ系列の情報番組が、小泉首相が靖国神社参拝直前に「携帯電話の展示会を訪れた」とコメントしたのみである（実は展示会ではなくサミットの一環で通信企業が設けた展示スペースだった）。

このような取り上げ方では、（世界規模の会合でありながら）その存在が認知されないだけでなく、情報社会が、市民の参加ではなくインフラ整備主導で形成されていくような印象を与えかねない。世界各国の代表者がどのような議論をしたか、今後の情報社会に何をもたらすかは私たちにとって重要であり、知る必要がある。マスメディアには、市民の側に立ったより深い取材を求めたい。

●ジュネーブ本会議に向けて

FCTは、東京地域会合に引き続き、12月のジュネーブ本会議にも参加したいと考えている。メディア・リテラシー教育の重要性を提唱し、そのような視点が情報社会の諸政策に組み込まれるために、国連事務局やITUの本会議に向けた準備過程やNGOの諸活動をふまえ、意識の共有化を図り、発言力を高めていくプロセスにしていく必要がある。

（報告まとめ 関根里砂）

報告2

WACC（世界キリスト教コミュニケーション協会） アジア地区総会に参加して

F C T が法人会員として加盟する WACC (World Association for Christian Communication) のアジア地区総会およびセミナーがマレーシアのクアラルンプールで2002年11月12日(火)から15日(金)までの日程で開催された。総会は3年ごとに開催されている。今年度のテーマは「コミュニケーションにおける和解のモデル」(Reconciliatory Models of Communication)である。

総会にはWACCに加盟するアジア地区的団体および個人が出席し、香港、インド、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、パキスタン、フィリピン、韓国、台湾、オーストラリアなどから研究者、NGO代表者、聖職者など50名が集まった。日本からはF C T 事務局の関根が参加した。以下に総会の概要と発表および討議内容などを報告する。

1. 総会（セミナー）の概要

11月12日(火)/セミナー

- ・プレゼンテーション1 「和解に向けたキリスト教会の意義と暴力へのビジョン」(ディーナバンドゥ・マンチャラ/World Council of Churches)
- ・プレゼンテーション2 「和解に向けた実践的課題」(マーク・ハースト、メアリー・ハースト/オーストラリア・アメリカ)
- ・プレゼンテーション3 「コミュニケーション：和解と対話の文化」(ジョン・ジョシュバ・ラジャ/インド)
- ・グループ別討議

11月13日(水)/セミナー

- ・プレゼンテーション4 「人権問題としてのコミュニケーション倫理と正義への努力」(ブカレン・サボイ/フィリピン)
- ・パネル報告 (フィリピン、インド、インドネシア)
- ・グループ別討議結果発表と決議

11月14日(木)/総会1日目

- ・アジア地区活動報告
- ・世界情報社会サミットについて
- ・地域別討議

11月15日(金)/総会2日目

- ・地域別討議の報告/役員選挙
- ・「クアラルンプール宣言2002」の採択

2. 「和解」への道～各国の事例報告から

発表者による報告は「和解」をテーマに各国でのコミュニケーションに関わる諸事例や教会・聖職者としてのコミュニケーションの意義を考えることが中心であった。インドからの参加者は、カーストの被差別層や女性、子どもといった暴力の犠牲者が、社会的マイノリティであることが問題の解決を遅らせていること、思想によって暴力が正当化されることの恐ろしさを宗教紛争を例に報告。さらに、これらの暴力を撲滅するためには、支配的な価値観に対するオルタナティブを探ることが最も重要だと述べ、人権や多様なレベル（個人、団体etc）の相互依存性と権力に対するオルタナティブについて検討すること、暴力を肯定する社会への教育などを今後の課題

として挙げている。（プレゼンテーション1）

また、和解に向けたひとつの取り組みとして、対話の必要性を強く述べる報告もあった。対話は人びとがともに学び、互いの健全な関係を築き、よりよい将来性をともに創造することに貢献する。問題は、各人の宗教における「他者（others）」の認識にあり、教えによつては、子どもでさえも他者（他の宗教の信者）を敵とみなすようになる。このような認識はメディアを通じて刷り込まれると指摘した発表者（キリスト教信者）は、イスラム教徒と生活した経験を持つ。彼によると宗教上の問題は、他者に対する「無知」と「誤解」によるものだという。他者への認識は、クリティカルに研究し、挑戦されなければならず、宗教者は他者へのポジティブなイメージに接触する必要があると主張した。そして、そのための情報源となるのが、メディア、とりわけニュースメディアであると述べた。

さらなる課題として異なる宗教のコミュニケーション間でコミュニケーションを実現させる取り組みの重要性についても付与した。（プレゼンテーション3）

WACCは、かねてよりアメリカをはじめとする巨大メディアの情報支配に対し批判的な立場を明確にしているNGOであるが、この会合においても、その姿勢を随所で確認することができた。

複数の宗教者が共存する社会におけるマスコミュニケーションの役割について報告した。フィリピンの発表者は、メディアは誇張する性質があり、「現実」がつくられることを、米メディアによるテロリズム関連の報道を例にして語った。オサマ・ビン・ラディン氏のインタビュー映像の信憑性への疑問（断食期

間にも関わらず食事が置かれているetc.）や、フセイン大統領を“私たちの”敵と称したレポーターの例を挙げ、アメリカのメディアがワシントンのアジェンダを広めるために存在するのだと指摘し、その後の議論—アジア地域として何ができるか？といったオルタナティブなコミュニケーションを求める方向性の採択に影響を与えることになった。（プレゼンテーション4）

和解に向けた活動事例をテーマにした各国からのパネル報告では、フィリピン国内での長期に渡る争いを解決するため、現地語で記録された資料をタガログ語に翻訳し、多くの人が読めるようにするという取り組み、インドネシアでは、今まで「和解」を実現したことがないため和解の意識が薄いこと、貧困層を含めたできるだけ多くの人びとがいかに情報にアクセスするかについて、またインドでは、カーストのみならず、それをさらに細分化した900のサブカーストが和解をさらに難しくしていることや、被差別層への支援の例として教会の取り組みなどが紹介された。

これらの報告を参考に、グループに分かれて様々な見解を発表しあった。その結果を反映し、最終日までにまとめられた宣言文が「クアラルンプール宣言2002」である。

3. クアラルンプール宣言の採択

この会合における一連の議論は、最終日に「クアラルンプール宣言」としてまとめられ、採択された。

クアラルンプール宣言 2002（要点）

①権力のない弱者が発言できるようなプログラムやプロジェクトを企画する。私たちはメインストリームメディアに浸透する暴力の文化を危

惧しており、私たちのコミュニティ、教会、地域における立場の弱い人びとにチャンネルを提供し、自ら発信することを可能にしたい。

②デジタル・デバイドを縮小する。情報社会の発展により、情報へのアクセスを持つ人が、それらの情報によって権力を得る。ゆえに、情報技術に関する知識を民主的にするプログラムやプロジェクトを企画し、伝統的なメディアの使用も奨励する。

③メディア教育、メディア・リテラシーとメディアを改革するプログラムを企画し、人びとがメディアの受動的な受信者ではなく、クリティカルで目の肥えた、情報の識別ができるユーザーとなるようにする。

人びとの価値観や態度、行為をつくるメディアのパワーを認識し、オルタナティブメディアについてのプロジェクトや研修ワークショップを企画しメインストリームメディアに影響を与え、メディアの改善に向け努力する。

④異宗教間、異文化間の関係を改善することを目的に、研修プログラム、セミナー、ワークショップを企画し同じ目的をもつ組織との地域協力と連帯を強化する。

⑤「和解」の事例の収集をより積極的に行い、その成功事例とともに失敗や弱さについても強調する。この宣言文の正式文書はWACCアジア地域支部のホームページに掲載されている。(http://www.arwacc.org/)

4. 参加後の所感

WACCの活動の主眼はマイノリティの声を反映することによって文化的・社会的対立を解決することにあり、その方法としてコミュニケーション分野の改善が検討されている。今回のテーマである「和解」についてもメディ

アの役割を論じる機会が多かった。

筆者が加わったグループ別討議では、紛争を撲滅し和解を実現するためには、特に子どもや若い人びとが他の宗教文化に触れる機会を如何につくるか、またそれを宗教的リーダーとしてどうイニシアチブをとり支援するかを話し合った。

また、アメリカのメディアによるテロリズム関連報道が、イスラム教徒すべてをテロリストだと誤解を与えるかねない内容だという指摘もあり、報道内容をクリティカルに読み、事実と正義を伝えることもまた、私たちの役目だと合意した。

この会合で討議され結論に至った内容はすぐに実現可能なものではないが、同じアジア地域の代表としてそれぞれのNGOや個人が抱える課題や価値観を共有したことには大きな意味があった。また、メディアのメッセージに対するクリティカルな視点を持つこと、オルタナティブな考え方を提示し発信できるようになることの重要性はもはや述べるまでもないが、そのための能力であるメディア・リテラシーが、“根源的な”人権として、貧困、紛争、開発、教育の課題と深く関わっていることを、NGOや聖職者の実体験に基づく報告から確認することができたのもまた大きな収穫であったと思う。

メディアの影響力を踏まえた草の根レベルでの地道な活動を約束しあい、グローバルな視野をもったメディア・リテラシー活動をさらに推進していくと筆者が決意するきっかけとなった有意義な4日間となった。今後もFACTとして、WACCとの協力関係において、グローバルな活動を開拓していきたい。

(報告 関根里砂)

会員コラム

FCTから学び続けて

市川雅美（イラストレーター）

昨年、FCT創設25周年特集のガゼット77号を手にし、その歩みを振り返りつつ、感銘をもって読ませていただきました。時代と共に常に前進してきた会のパワーは、鈴木みどりさんはじめ、会のこれまでのスタッフの皆さんによる市民パワーによるものだと感じ入りました。

私がFCTを知ったのは、創設から2・3年の頃でしょうか。メーカーのデザイナーから保育士に転職したばかりの20代の私は、とびこんだ幼児教育の現場で右往左往していた頃でした。さまざまな職業の人が、「子どものテレビ」について語り合い研究するフォーラム=FCTは、まさに「目からウロコ…」の刺激的な会でした。

乳幼児の子どもを画面にクギづけにできるテレビは、いったい何を子どもたちにメッセージしているのだろうか、という素朴な疑問を解くために、FCTから多くを学びました。それは私自身がメディア・リテラシーを学ぶ作業であったのだと思います。

今は、造形活動を通して、幼児から小中学生の子どもたちと接していますが、子どもたちの表現からも、さまざまなメディアからの情報が空気のように漂う中に生活しているのだなということが実感できます。ワールドカップの時は国旗を描くのが幼児の間ではやり、ドイツやブラジルの国旗を楽しそうに描いていました。今日の世界の大ニュースは、朝食に何を食べたのかと同じくらい覚えていて、自分のホームページをもっている小学生

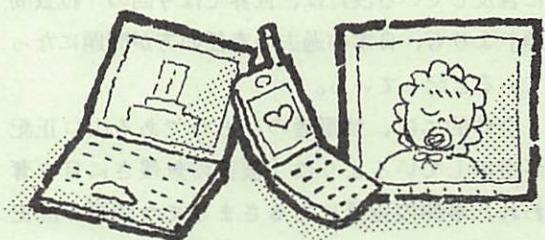
もいます。おとなと同じ情報の中、ある意味ではおとな以上の吸収力で情報を取り込んでいるのでしょうか。

「テレビと子ども」世界サミットでの「子どもの電子メディア憲章」は、子どもに関する私たちの心に響く憲章でした。それだけに、日本のテレビの現状に照らすと、暗たんたる気持ちにもなり、または遠く未来に輝く希望の星、のようにも思えます。

私が会員になった当初から、FCTのグローバルな視点での問題提起は、どん詰まりの私の視野を広げてくれました。そして、活動を共にする隣人は、物理的に近い隣人とは限らず、ネットワーク化による隣人であることもFCTから学びました。それはその後私が関わったさまざまなボランティア活動にも生かされた気がします。

これからも、FCTから学び続けながら、私自身、メディア社会で生きる力に鍛がこないよう磨き続けたいと思います。

（追記・毎号GAZETTEに私の稚拙なイラストを載せていただきありがとうございます）



データバンク
[国内篇]

●検証・「拉致帰国者」マスコミ報道、人権と報道・連絡会編、社会評論社、2003年刊。

本書は、昨年の「拉致帰国者」を巡る一連のマスコミ報道を、ジャーナリストや研究者たちが分析、検証したものである。前半の「I、「拉致報道」が隠すもの」では、浅野健氏一ら5名の執筆者が、それぞれ独自の視点から「拉致」報道を検証している。後半の「II、日録・「拉致帰国報道」ドキュメント」は、共同通信記者の中嶋啓明が、9月17日以降、メディアが「拉致」問題をどのように報道してきたかを、日録的に分析し、批判を加えたものである。その中で、執筆者たちが共通して記していることが、幾つか挙げられる。

一つは、ナショナリズムを必要以上に煽る朝鮮断罪報道である。「被害者感情」に身を寄せて「加害者」を糾弾するという「勧善懲惡」のわかりやすい手法をとり、「北朝鮮」の「異常性」を毎日のように放送するメディア総ぐるみの「反北朝鮮」キャンペーン…。朝鮮を一方的に非難して、集中豪雨的に同一方向へ情念を誘導する日本独特のメディア病理…。などと執筆者たちは分析し、「拉致」に無関係の在日朝鮮人への暴力や嫌がらせの増加も、一方的な断罪報道に主要な原因があると指摘している。二つ目は、「拉致問題」の陰に隠れ、ほとんど報道されていない日本の「植民地支配」時代の問題である。海外における「拉致報道」に言及している浅野は、世界では今回の「拉致問題」よりも、日本の過去の責任の方が問題になっていると記している。

全体的には、執筆者のひとりである山口正紀が指摘しているように「被害の無残さに目を奪われ、事件の背景にあるさまざまな問題や歴史的経過を冷静に伝えるジャーナリズムとしての使命を忘れて、結果的にナショナリズムと報道

感情を煽っていく報道」という認識が各執筆者に共通している。(H)

●憲法対論－転換期を生きぬく力、奥平康弘・宮台真司、平凡社、2002年刊。

奥平康弘氏（東京大学名誉教授）と宮台真司氏（東京都立大学人文学部助教授）による対談で、ナショナリズム、憲法九条問題、フェミニズム憲法、女帝論など、現代の具体的な諸問題を憲法の原則とのかかわりから議論している。全6章のうち、第2章「メディア・リテラシーとは何か」では、「入れ替え可能」ではない存在として個人が生きるためのメディア・リテラシーについて議論している。

宮台はメディア・リテラシーがカナダにおいてアメリカ文化に対抗する文化防衛的な目的から生まれたことを挙げ、その概念のポイントが政治・経済の次元ではなく文化次元にあるとする。そして文化の画一化を生み、個人を「入れ替え可能」にしてしまうアメリカ的なグローバライゼーションに対抗するという問題意識について、日本では議論が十分にされていないと指摘する。

奥平は、メディア・リテラシーは発展し、今や単なる文化防衛論ではなくなったと指摘する。その上で、メディア・リテラシーは市民がメディアに客観的・批判的に接するためのキャパシティを開発するものであり、そのためには防衛という受け身ではなく、メディアへの主体的・積極的な関わりが要請されるとする。そして、現代の人びとはメディアが提供する情報に深く依存して憲法上の主権者たりうるほかなく、それゆえに、メディア・リテラシーは一人前の主権者たるための資格要件とさえ言える、とする。また宮台は、メディアとは自分独自の情報、素養をもとにそれぞれの読み取り方で体験するものであり、メディア・リテラシーはひとつの「正しい」理解を求めるものではないと述べ、奥平も、それに同意しながら、法の世界でも「正しい」解釈を求めてしまう傾向があるとする。(T)

●「検証・日韓W杯報道（上下）」、黄盛彬、『放送レポート』178・179号、2002年9月・11月。

2002年に日韓共同で開催されたサッカーワールドカップ世界大会について、筆者は「両国のW杯への取り組み、人々の意識、サッカーのスタイルの違いを語るメディア言説がどのような形で現われてくるか」という関心から両国のテレビ、新聞、週刊誌の報道を検証する。

NHKは韓国で行われた開会式の中継を、途中から関係者らのトークを織り込んだ内容で放送したが、視聴者から「開会式をそのまま見たい」という要望が千件寄せられ、翌日に再放送した。しかし、開会式ではスキャンダルが報道されていたFIFAのプラッター会長と靖国神社参拝が批判されている小泉首相に対して、それぞれの挨拶の時にブーイングが起こっていたが、それらは伝えられなかつたことを指摘している。

韓国では「レッドデビル」というサポータークラブが大企業やメディアと組んで様々なイベントを企画し、愛国心を利用してマーケティング戦略が展開された。赤いTシャツの無料配布や、テレビCMで応援のパターンを流し続けたことなどによって、数百万人が参加した街頭応援が演出された。高額の放送権料を背景として、テレビはW杯一色に染まり、決勝トーナメントの日には、ニュース番組でさえ90%がW杯関連の話を流した。

韓国ではこうしたテレビ放送に対して、メディアの画一化を危惧し批判する声も高まった。市民団体の「国家的規模のイベントや事件を報道する際には、ニュースがより成熟した報道態度を見せることが期待される」といった批判の声や、W杯の熱狂が「メディアによって作られたものなのか、市民側の自発的なものなのか」をめぐる議論が起きていることを紹介している。

筆者は「W杯のような群衆現象には、資本やメディアからの呼び出しと自発性が混淆されているという認識であり」、「熱狂の意味をめぐる解釈の争い」を丁寧に読み解く作業が必要である。

ある、という。(E)

●「消費者金融CMに関する見解」、『放送番組向上協議会月報』、2002年12月号。

2002年度第8回「放送と青少年に関する委員会」での議論をふまえ、12月20日に記者発表をした「消費者金融CMに関する見解」について、その経緯と内容を紹介している。同委員会によれば、銀行系消費者ローンを含む消費者金融CMについて、視聴者から批判的な意見が寄せられている。意見の趣旨は2つあり、第1は、該当CMが、安易に借金をする風潮を助長し、子どもや若い人の金銭感覚をゆがめるのではないかというもので、第2にCMを流す時間帯に子どもへの配慮がないのは、放送局の倫理観念の欠如を感じるという意見である。また、金融業界のデータから、新規顧客の45.6%が20代の若い人であるという実態も判明している。そこで、同委員会では該当するCMについて民放連放送基準に照らし、第3章、15章、17章に抵触するおそれがあると判断し、3点を民放各社に同委員会の見解とし要望した。

以下に要約すると、(1)民放連が定めた子どもや若い人に配慮する時間帯(17時～21時)は消費者金融CMの放送を自粛する。(2)金利、遅延損害金などの表現を明示し、借金に伴う責任とリスクにも触れる、(3)自己破産、多重債務者の増加などの社会現象を踏まえ、安易な借り入れを助長することなく、社会的責任を自覚したCMを放送する。

記者発表により公表したとの記載はあるが、第3者機関を自認する同委員会が、民放各社の対応をどう引き出すかの道筋は今号ではまだ示されていない。(B)

●「対談 ノーム・チヨムスキ－浅野健一 事実を知る勇気ということ」、『週刊金曜日』、No.441、2002年12月20日。

アメリカの外交政策を批判し続け、9.11以降は

日本でもその発言が注目されるノーム・チョムスキーとインドネシアの特派員時代にスハルト政権から追放処分を受けた浅野健一による対談。

チョムスキーは、インドネシア軍によって東チモールが破壊された後、1999年9月8日までアメリカがインドネシアの支配を支援し続け、その3日後に突然支援を中止するまでの経緯を説明し、もし、25年前にアメリカが支援していなければ、その時点でインドネシアによる東チモール侵略は止められたと述べる。そして、当時のアメリカのメディアは、東チモールで起こっていた出来事をほとんど報道しなかったこと、かつてはアメリカがフセイン政権も同様に支援していたこと、ベトナム戦争がいまだに侵略だとみなされていないことなどにも触れながら、アメリカは自国の残虐行為を無視し続けてきたと批判する。

浅野は、日本も80年代後半にスハルト政権に使途を問わない莫大な額のODAを与え、支援していたと指摘する。また、自衛隊が憲法に違反している状態やそれに対して、為政者やマスコミ企業幹部が何の責任も取らないことの問題を提起する。

企業犯罪に話が及ぶと、浅野はメディアの大半は個人による犯罪しか報道しない、それは政府や大企業による不正や犯罪、人権侵害を隠蔽するためだとも思う、と述べる。チョムスキーも、企業による殺人は通常の犯罪よりはるかに悪質であるのに告発されないとする。最後にチョムスキーは、日本で社会を変えようと尽力しているジャーナリストと市民に対して、「抗うこと、それだけです」とメッセージを送る。(J)

●ジェンダーの語られ方、メディアのつくられ方、
諸橋泰樹、現代書館、2002年。

本書は、筆者が国や自治体の女性政策に関わるなかで、研究報告として書いてきた論文を中心に再構成した「女性とメディア」の論集である。本書の構成は以下のとおり。第1章「メディアとジェンダーの橋渡し」、第2章「<講演>メディアが

つくるジェンダー、ジェンダーがつくるメディア」、第3章「家族イメージを形成した『ホームドラマ映画』」、第4章「若者雑誌とジェンダー」、第5章「自治体広報のジェンダー表現をめぐる動向と問題点」、第6章「ジェンダーフリーを目指す家庭教育事業のメディア広報」、第7章「カナダにみるメディア表現への取り組み」、第8章「男性メディアの陥穰」、第9章「ジェンダー視点からみたマス・メディアの仕組み」。

そのうち第2章は、神奈川県の高等学校教職員組合の女性部会での講演をもとにしたものである。筆者は、家庭や学校だけでなく、マス・メディアが生涯にわたる教育や文化伝承を担うエージェンシーとして重要な役割を担っていると述べる。そして、女性の若さやセクシュアリティの強調などの具体例を挙げながら、メディアが表象するジェンダーがバイアスのかかったものであることを説明する。さらに、私たちはメディアによる「女性・男性についての語られ方」に気がつかない限り、ジェンダーという罠から逃れられないとする。(A)

●「報道被害者の声を聞こう」、『人権と報道連絡会ニュース』第177号、2002年11月7日。

<メディア法規制—報道被害者の声を聞く>をテーマに、人権と報道・連絡会主催で開かれた第18回人権と報道を考えるシンポジウムの模様を伝えている。シンポには、「桶川事件」報道被害者・猪野憲一さん、「松本サリン事件」報道被害者・河野義行さん、「ロス疑惑」報道被害者・三浦和義さんを迎へ、報道被害の実態、加害メディアとの闘い、3人の立場から見たメディア法規制などが語られた。猪野さんは報道被害にあった場合にすぐ動いてくれる機関の必要性を、河野さんは本当に規制すべきは警察のリークであると主張する。三浦さんは、紙面委員会やB R O のメンバーに報道被害者が入っていない問題点を指摘している。(M)